

標準見積書 書式

(一社)日本グラウト協会

見積金額に含まれる法定福利費は次式により算出し明示する。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率} ※1$$

ここで「労務費総額」は以下に示すいずれかの方法により計上する。

- ① 見積り内訳により積み上げた労務費総額 ※2
- ② 自社の実績、条件等に基づいた「工事費に対する労務費総額の比率」により算出された金額 ※3

※1 法定保険料率は、雇用保険、健康保険、厚生年金の保険料率を合算したもの
各法定福利費の計算方法等については参考資料に記す

※2 見積内訳書により明示する

※3 「工事費に対する労務費総額の比率」は各社ごとに合理的な説明根拠が必要である

(参考)各法定福利費の計算方法等

	各種保険	算定方法	解説
社会保険	健康保険	①毎月 標準報酬月額×事業主負担保険料率 ②賞与時 標準報酬賞与額×事業主負担保険料率	①標準報酬月額 毎年、4月・5月・6月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分(健康保険:47等級、厚生年金:30等級)にあてはめた金額 ②標準賞与額 3月を超える期間の賞与から千円未満を切り捨てた金額健康保険は年度の累計額540万円、厚生年金保険は1ヶ月あたり150万円が上限
	厚生年金保険		
	介護保険(※)		
労働保険	雇用保険	賃金総額×事業主負担保険料率	✓通常は、労働保険として、労災保険料と合わせて支払う ✓4月1日において満64才以上の労働者については、保険料が免除される
その他	児童手当拠出金	①毎月 標準報酬月額×事業主負担保険料率 ②賞与時 標準報酬賞与額×事業主負担保険料率	✓児童手当の財源として事業主が負担する拠出金 ✓厚生年金被保険者全員の標準報酬月額を合算したものに料率を掛けた金額を厚生年金保険料と一緒に納める

社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	<p>①基本給 月給、日給等</p> <p>②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当、資格手当、休業手当 等</p> <p>③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等</p>	<p>①任意、恩恵的なもの 退職金(建退協証紙含む)、結婚祝金、災害見舞金 等</p> <p>②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等</p>
現物	①通勤定期券(現物で支払っている場合)	<p>①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等</p> <p>②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等</p> <p>③その他 教育訓練費、募集・求人費</p>